

障害者基本法の一部を改正する法律案【概要】

資料1-1

総則関係 (公布日施行)

- 1) 目的の規定の見直し(第1条関係)
 - 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する
- 2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)
 - 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(事物、制度、慣行、観念等)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- 3) 地域社会における共生等(第3条関係)
 - 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者等と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る
 - 全ての障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
 - 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
 - 全ての障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保され、必要に応じて、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること
- 4) 差別の禁止(第4条関係)
 - 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
 - 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
 - 差別等の防止に関する啓発及び知識の普及
- 5) 国際的協調(第5条関係)
 - 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。
- 6) 国及び地方公共団体の責務(第6条関係)
 - 3)から5)までに定める基本原則にのっとり、施策を実施する責務
- 7) 国民の理解(第7条関係)
 - 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策
- 8) 国民の責務(第8条関係)
 - 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。
- 9) 障害者週間(第9条関係)
 - 事業の実施に当たり、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図る
- 10) 施策の基本方針(第10条関係)
 - 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態にに応じて施策を実施
 - 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

障害者政策委員会等 (公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)

- 国) 障害者政策委員会(第30～33条関係)
 - 中央障害者施策推進協議会を改組し、非常勤委員30人以内で組織する障害者政策委員会を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから任命)
 - 障害者基本計画の策定に関する意見具申。同計画に關し調査審議し、必要があると認めるときは意見具申
 - 同計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは総理又は総理を通じて関係各大臣に勧告

基本的施策関係 (公布日施行)

- 1) 医療、介護等(第14条関係)
 - 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、適切な支援を受けられるよう必要な施策
 - 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重する
- 2) 教育(第16条関係)
 - 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策
 - 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上並びに学校施設その他の環境の整備の促進
- 3) 療育(第17条関係)
 - 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策
- 4) 職業相談等(第18条関係)
 - 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等
- 5) 雇用の促進等(第19条関係)
 - 国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
 - 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理等
- 6) 住宅の確保(第20条関係)
 - 地域社会において安定した生活を営むことができるようするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策
- 7) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)
 - 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう必要な施策
 - 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策
- 8) 相談等(第23条関係)
 - 障害者の家族その他の関係者に対する相談業務
- 9) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)
 - 障害者が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策
- 10) 選挙等における配慮【新設】(第26条関係)
 - 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策
- 11) 司法手続における配慮等【新設】(第27条関係)
 - 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるように、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策
- 12) 国際協力【新設】(第28条関係)
 - 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

○ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）
（第一条関係）

改正案	現行
目次 第一章 総則（第一条―第十三条） 第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策（第十四条―第二十八条） 第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（第二十九条） 第四章 障害者施策推進協議会（第三十条―第三十二条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及	目次 第一章 総則（第一条―第十一条） 第二章 障害者の福祉に関する基本的施策（第十二条―第二十二條） 第三章 障害の予防に関する基本的施策（第二十三条） 第四章 障害者施策推進協議会（第二十四条―第二十六條） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

(基本的理念)

第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）

（その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（削除）

（削除）

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（新設）

（新設）

（新設）

啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
(削除)

(新設)

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

(国民の理解)

第五条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。
2) 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が

(障害者週間)

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができ、社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第七条 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第八条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢及び障害の状態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2～9 (略)

(法制上の措置等)

第十二条 (略)

(年次報告)

第十三条 (略)

第二章

障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

(医療、介護等)

第十四条 (略)

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 (略)

(障害者基本計画等)

第九条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2～9 (略)

(法制上の措置等)

第十条 (略)

(年次報告)

第十一条 (略)

第二章

障害者の福祉に関する基本的施策

(医療、介護等)

第十二条 (略)

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 (略)

5| 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又は

はりハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

6| 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

7| (略)

(年金等)

第十五条 (略)

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

(削除)

2| 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を

(新設)

5| 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。

6| (略)

(年金等)

第十三条 (略)

(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2| 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3| 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極

積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

(職業相談等)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における

的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(新設)

(新設)

(職業相談等)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、その障害の状態に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職業に関する調査及び研究を促進しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域における作業

作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 (略)

(住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 (略)

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、

活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。

2 事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の場を与えると同時に適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 (略)

(住宅の確保)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第十八条 (略)

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、

障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3・4 (略)

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二條 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用 of 推進に当たつては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は

障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3・4 (略)

(情報の利用におけるバリアフリー化)

第十九條 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用 of 推進に当たつては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、社会連帯の理念に基

当該機器の製造等に当たつては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

(経済的負担の軽減)

第二十四条 (略)

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(選挙等における配慮)

第二十六条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票に

づき、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たつては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十條 国及び地方公共団体は、障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

(経済的負担の軽減)

第二十一条 (略)

(文化的諸条件の整備等)

第二十二條 国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(新設)

において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第二十七条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(国際協力)

第二十八条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第二十九条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しな

(新設)

(新設)

第三章 障害の予防に関する基本的施策

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

ればならない。

2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者施策推進協議会

(中央障害者施策推進協議会)

第三十条 内閣府に、障害者基本計画に関し、第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、中央障害者施策推進協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。

第三十一条 (略)

(地方障害者施策推進協議会)

第三十二条 (略)

2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

2 国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者施策推進協議会

(中央障害者施策推進協議会)

第二十四条 内閣府に、障害者基本計画に関し、第九條第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、中央障害者施策推進協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。

第二十五条 (略)

(地方障害者施策推進協議会)

第二十六条 (略)

2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二・三（略）

3・4（略）

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項中「都道府県に」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）に」と、同項第一号中「都道府県障害者計画」とあるのは「市町村障害者計画」と、「第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」と、第三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）」と読み替えるものとする。

一 都道府県障害者計画に関し、第九条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二・三（略）

3・4（略）

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項中「都道府県に」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）に」と、同項第一号中「都道府県障害者計画」とあるのは「市町村障害者計画」と、「第九条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第九条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」と、第三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）」と読み替えるものとする。

第1期作業チーム報告書に対する 厚生労働省からのコメント

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部

平成23年2月15日

1	「法の理念・目的」部会作業チーム報告書	
①	法の理念・目的等について	・・・P 1
②	国・地方自治体の義務について	・・・P 3
2	「障害の範囲と選択と決定～障害の範囲」部会作業チーム報告書	・・・P 8
3	「障害の範囲と選択と決定～選択と決定・相談支援プロセス（程度区分）」 部会作業チーム報告書	
①	相談支援について	・・・P 11
②	支給決定について	・・・P 15
4	「施策体系～訪問系」部会作業チーム報告書	
①	パーソナルアシスタンス等について	・・・P 18
②	移動支援事業について	・・・P 24
5	「施策体系～日中活動と GH・CH、住まい方支援」部会作業チーム報告書	・・・P 26
6	「施策体系～地域生活支援事業の見直しと自治体の役割」部会作業チーム 報告書	・・・P 29
7	「医療」合同作業チーム報告書	・・・P 31

1 「法の理念・目的」部会作業チーム報告書のうち、
① 法の理念・目的等について

【総論】

第 5 回部会で示された論点に沿って第 5 回～第 7 回部会で厚生労働省が示した主な留意点	{ ・ 法の理念・目的・範囲 (新しい法制の理念規定や目的規定のあり方について) } ○ 障害者自立支援法では、障害者の自立及び社会参加支援等のための施策に関する基本的理念を定める障害者基本法にのっとり、基本的理念の定めを障害者基本法に委ねている。(障害者自立支援法には基本的理念に関する規定を置いていない。)
部会作業チームの報告のポイント	【法の名称】 障害者の社会生活の支援を権利として総合的に保障する法律 【前文の必要性】 前文でこの法の精神を高らかに謳うことが改革を成功させるためにも不可欠 【新法の守備範囲】 従来の障害者福祉の分野を基本としながらも、教育・司法・労働等にも横断的に適用できるような法制度 【見直しの理念のポイントを明記する規定】 ・ 法の目的 ・ 保護の対象から権利の主体への転換を確認する理念規定 ・ 社会モデルへの転換に関する理念規定 ・ 他の者との平等の権利の保障 ・ 個別事情に最も相応しい（合理的配慮を尽くした）支援の保障 ・ 障害者の公的支援を請求する権利 ・ 地域で自立した生活を営む基本的権利 ・ 支援選択権の保障 ・ 情報・コミュニケーション支援請求権の保障

	・ 移動の自由の保障の重要性 ・ 就労支援の実現の必要性の確認 ・ 介護保険との選択権保障 ・ 相談支援を受ける権利の保障
厚生労働省の主なコメント	○ 障害者総合福祉法（仮称）の検討に当たっては、障害者基本法の見直しの動向や、児童福祉や高齢者福祉といった他の福祉法制との整合性等も踏まえて、その目的規定や理念規定のあり方等を検討する必要があると考えられます。 ○ 給付法である障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法において、具体的な権利を規定することについては、日本国憲法との関係や既存の法体系との整合性等を考慮した検討が必要と考えられます。 児童福祉や高齢者福祉といった他の給付法では、給付種類、給付の対象範囲、給付手続等を主に定めていることも踏まえ、障害者のみ「権利法」とすることの是非についても議論が必要と考えられます。 ○ また、国が社会保障としていかなる施策を行うかについては、そのための財源を確保する必要がある中で、他の福祉施策及びその他国全体の諸施策との間で均衡を図りながら、実現可能性や国民的な合意の必要性等を踏まえた検討を経て、そのあり方を決定するという政策的な判断が必要であると考えられます。

1 「法の理念・目的」部会作業チーム報告書のうち、
② 国・地方自治体の義務について

【総論】

第 5 回部会で示された論点に沿って第 5 回～第 7 回部会で厚生労働省が示した主な留意点	{ ・ 障害者の福祉支援（サービス）提供にかかる 国並びに地方公共団体の役割について } 【地方自治体の事務等のあり方】 ○ 地方自治体の事務のあり方等については、閣議決定された「地域主権戦略大綱」等も踏まえ検討する必要がある。 【財源について】 ○ 障害福祉サービスに係る給付費は、（中略）障害者自立支援法においては、必要なサービスを確保しながら、制度を安定的に運営することができるよう、訪問系も含めてサービスに関する国及び都道府県の負担を義務的なものとした。 ○ このように国の費用負担を義務化することで財源の裏付けを強化する一方、障害福祉に係る国と地方自治体の間の一定の役割分担を前提に限りある国費を公平に配分するため、市町村に対する精算基準として国庫負担基準を定めている。
---	---

部会作業チームの報告のポイント	【国の義務】 1 国の法制度整備・充実義務 2 国のナショナルミニマム保障義務、地域間格差是正義務 3 国の財政支出義務 4 国の制度の谷間解消義務 5 国の長時間介護等保障義務 【都道府県の義務】 1 市町村が行う障害者支援が十分に保障されるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供、財政支援その他の援助を行うこと。 2 市町村と連携を図りつつ、必要な障害児者支援を総
------------------------	---

	合的に行うこと。 3 障害者に関する相談及び助言のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを重点的に実施すること。 4 市町村と協力して障害児者の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。 5 コミュニケーション支援について支援が不十分な自治体に居住する障害者の社会生活上の不利益が生じることのないよう、都道府県が直接支援事業を実施することを含めて責任を負うこと。 【市町村の義務】 1 障害者が自ら選択した場所に居住し、全国どこにおいても等しく自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者の生活の実態を把握した上で、必要な支援を実施、保障する。 2 障害者の支援に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び助言を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
厚生労働省の主なコメント	○ 国及び地方自治体の費用負担や事務のあり方については、閣議決定されている「地域主権戦略大綱」において「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、本来果たすべき役割を重点的に担っていく」こと等の一定の方向性が示されています。 特に、近年の福祉法制については、その実施主体を住民に身近な市町村としており、この流れを踏まえた検討が必要と考えられます。 ○ 国の財政支出については、財源に制約がある中で、他の福祉施策及びその他国全体の諸施策との間で均

	衡を図りながら、実現可能性や国民的な合意の必要性等を踏まえた検討を経て、国と地方自治体の役割分担を踏まえて、その配分を決定するという政策的な判断が要ることにも留意が必要と考えられます。
--	---

【各論】

報告の該当箇所	厚生労働省の主なコメント
【市町村の説明責任と申請妨害に対する制裁】 ○市町村が前項の義務に違反し、障害者の申請権行使を妨げた場合、本法施行令の定めに従い、市町村長個人及び妨害行為者個人は検察庁の処分に基づき過料の制裁に服する。	○ 他の福祉制度に同様の規定はないことや国家賠償法等既存の法制度との関係性から適当か十分議論することが必要と考えられます。
【事業所整備義務が国・地方公共団体にあること】 ○障害者福祉は本来、国・地方公共団体の責任で履行されるものであり、事業所のない地域が生じないよう、事業者への財政援助、育成を含めた、基盤整備義務が国、地方公共団体にあることをここに確認する。	○ 提供体制の確保については、事業者の数や地方自治体の財政状況等地域の状況に応じて、計画的に整備を行っていくことが必要と考えられます。 【参考】第6回部会で厚労省が示した留意点 ○ 障害者福祉計画については、（中略）都道府県及び市町村に障害福祉計画の作成を義務付け、当該計画に沿って、提供体制の確保が計画的に図られるよう障害者自立支援法に規定することとしたもの。
【国民への広報、啓蒙】 ○（略）教育・広報等により、幅広い世論の共感が得られるよう、努力する義務がある。	○ 国民の理解を深めるための施策を講じる義務は、既に障害者基本法に定められているところであり、同法との関係を整理する必要があると考えられます。
【障害福祉分野の労働者の人権保障の必要性の確認】 ○ （略）障害者支援の事業所に経営努力義務があることが前提であるが、この法律は、障害福祉分野の人員費が適正水準を下回る	○ 障害福祉分野に従事する労働者の適正な労働条件については、障害者に対する福祉サービスの給付法である障害者総合福祉法（仮称）に規定することが適当か検討することが必要と考えられます。

ことが障害者の尊厳ある生活を受ける権利を侵害することを認め、そのような事態を生まないための努力義務が国・地方公共団体にあることを確認する。	
---	--

2 「障害の範囲と選択と決定～障害の範囲」部会作業チーム報告書について

【総論】

第 5 回部会で示された論点に沿って第 5 回～第 7 回部会で厚生労働省が示した主な留意点	{ ・ 障害の範囲 (法の対象規定及び手続き規定のあり方について) } ○ 法律に基づく給付対象については、範囲が不明確である場合、実際の給付の場面で、対象が特定されない恐れがある等の課題がある。大きな地域格差が生じないようにするためにも何らかの基準等によりその範囲が明確であることが必要。
部会作業チームの報告のポイント	○ 障害者の定義を「身体的または精神的な機能障害（慢性疾患に伴う機能障害を含む）を有する者と、これらの者に対する環境に起因する障壁との間の相互作用により、日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。」とする。
厚生労働省の主なコメント	○ 障害者の定義については、どのような機能障害（種類、程度、継続期間など）であれば法律に基づく給付の対象となるのか、どのような日常生活又は社会生活の制限を受けている場合に対象となるのか、国民にとって分かりやすく、市町村で全国一律に透明で公平な手続きにより判断できるようにしていく必要があると考えられます。

【各論】

報告の該当箇所	厚生労働省の主なコメント
障害者の定義について ・ 障害者の定義を「身体的または精神的な機能障害（慢性疾患に伴う機能障害を含む）を有する者と、これらの者に対する環境に起因する障壁との間の相互作用により、日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。」とする。	○ 障害者の定義については、法律に基づく給付の対象となる人が地域や認定機関によって大きく異なることにならないよう、対象となる人を全国一律に透明で公平な手続きにより判断できる基準や仕組みが必要であると考えられます。 ○ 例えば、医学的な疾患概念が確立していないもの等（例えば、引きこもり等）を対象とするのか、するのであればどのような状況の方であれば対象にするのかといったことを明確にしていく必要があると考えられます。
手続き規定について A 支援の必要性を示す指標 A1 「機能障害」を示す客観的指標（支援の必要性を示す客観的側面。障害者手帳、医師の診断書・意見書、その他の専門職の意見など） A2 本人の支援申請行為（支援の必要性を示す主観的側面） A3 環境による障壁との相互作用により、日常生活または社会生活に制限を受けている事実の認定 B 支援の相当性の確保 支援の必要性に応じた相当な支援計画の策定のための方法	○ 様々な専門職（国家資格でないものや業務独占でないものを含む）による意見や障害当事者団体が有する認定基準によって機能障害を認定する案が提示されていますが、妥当性や信頼性等が確保できるか検討が必要であると考えられます。 ○ 手続きについては、広く国民の理解を得られるようなものとするという観点から、全国で格差なく統一的に行える、透明で公平な認定の手続きとなるよう検討していくことが必要と考えられます。

手帳制度について ・ 本作業チームでは十分に議論することができなかったが、現行の手帳制度については、よりよいものとするために、その問題点や具体的改善策などを議論する場を別途設けた上で、議論を尽くす必要があるとの意見が出されている。	○ 手帳制度のあり方については、現在、様々な場面で利用されていることも踏まえ、更に整理・検討していくことが必要と考えられます。
--	--